

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、オイルシール検査業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場のトイレから出ようとした時に、同僚労働者がドアを開けたため、ドアが請求人の右手母指に当たり負傷した。同日、D病院に受診し「右母指挫傷、右母指打撲傷」（以下「本件傷病」という。）等と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付（療養の給付）を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由であると認め、これを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に転医し、同病院における通院加療を継続した。

請求人は、監督署長に対し、同日から同年〇月〇日までの療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、移送費の支給要件を満たしていないとして、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、

平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第13条第2項第6号の「移送」として療養上相当と認められる療養の給付の範囲については、厚生労働省労働基準局長が、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を發出しており、当審査会としても同通達が定める要件は妥当であると考えことから、以下、通達に基づいて検討する。
- (2) 請求人は、E病院での治療については主治医から勧められたものである旨を主張しているが、主治医であるF病院G医師は、平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書において、要旨、「貴科（E病院整形外科）受診を希望されております。F病院外科外来受診をすすめたが拒否されました。」と述べており、G医師の指示による転医であるとは認められないものである。
- (3) 請求人は、本件傷病に加え、「右手部複合性局所疼痛症候群I型」の傷病についても労災保険により療養をしているところ、同傷病はE病院でなければ治療できない旨主張している。この点、E病院における治療内容をみると、当該傷病にかかる特別な治療は行われておらず、消炎鎮痛剤の投与、運動器リハビリテーション等の疼痛に係る一般的な治療に終始しており、ペインクリニックを

含む診療科目を標榜する医療機関であれば治療は十分可能であると認められることから、決定書理由に説示のとおり、E病院が請求人の本件疾病の診療に適した最寄りの医療機関であるとは認められないものである。

(4) なお、請求人は、G医師及び他の医療機関に対して不信感を抱いた事情等を主張するが、通達に基づくところ、請求人の主張に理由があるとはいえず、上記判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるので、請求人の通院に係る療養補償給付（移送費）の請求については、通達が定める要件を満たさず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。